



鳥取県公報

平成 19 年 7 月 17 日 (火)
第 7 9 0 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (616) (指導管理課) 2
	出納長の権限に属する事務の一部の委任の一部改正 (2 件) (617・618) (〃) 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (3 件) (619~621) (森林保全課) 3
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (集中業務課) 5
	一般競争入札の実施 (教育委員会教育環境課) 8

告 示

鳥取県告示第 616 号

地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「旧法」という。）第 171 条第 4 項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第 5 項において準用する旧法第 170 条第 4 項後段の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

鳥取県手数料徴収条例（平成 12 年鳥取県条例第 37 号）第 2 条第 1 項第 308 号から第 311 号までの規定に基づく宅地建物取引主任者の登録等の事務に係る手数料の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県生活環境部住宅政策課
課長補佐 中島 忠彦

3 委任期間

平成 19 年 7 月 17 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

鳥取県告示第 617 号

平成 19 年鳥取県告示第 358 号（出納長の権限に属する事務の一部の委任について）の一部を次のように改正する。

平成 19 年 7 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
1 略	1 略
2 委任を受けた出納員 鳥取県県土整備部道路企画課 道路管理係長 川本 英生 主事 梶川 和則	2 委任を受けた出納員 鳥取県県土整備部道路企画課 <u>課長補佐 太田 裕司</u> 道路管理係長 川本 英生 主事 梶川 和則
3 略	3 略

鳥取県告示第 618 号

平成 19 年鳥取県告示第 410 号（出納長の権限に属する事務の一部の委任について）の一部を次のように改正す

る。

平成 19 年 7 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前														
<p>1 委任させた事務及び委任を受けた出納員 次の表の左欄に掲げる事務をそれぞれ同表の右欄に掲げる出納員に委任させる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">委任させた事務</th> <th style="text-align: center;">委任を受けた出納員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">「とっどりの女性史 戦後からの歩み」販売代金の収納事務</td> <td style="vertical-align: top;">鳥取県企画部男女共同参画推進課 課長補佐 吹野 之彦</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	委任させた事務	委任を受けた出納員	「とっどりの女性史 戦後からの歩み」販売代金の収納事務	鳥取県企画部男女共同参画推進課 課長補佐 吹野 之彦	略		<p>1 委任させた事務及び委任を受けた出納員 次の表の左欄に掲げる事務をそれぞれ同表の右欄に掲げる出納員に委任させる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">委任させた事務</th> <th style="text-align: center;">委任を受けた出納員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">「とっどりの女性史 戦後からの歩み」販売代金の収納事務</td> <td style="vertical-align: top;">鳥取県企画部男女共同参画推進課 課長補佐 吹野 之彦</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)第2条第1項第308号から第311号までの規定に基づく宅地建物取引主任者の登録等の事務に係る手数料の収納事務</td> <td style="vertical-align: top;">鳥取県生活環境部住宅政策課 課長補佐 稲田 将</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	委任させた事務	委任を受けた出納員	「とっどりの女性史 戦後からの歩み」販売代金の収納事務	鳥取県企画部男女共同参画推進課 課長補佐 吹野 之彦	鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)第2条第1項第308号から第311号までの規定に基づく宅地建物取引主任者の登録等の事務に係る手数料の収納事務	鳥取県生活環境部住宅政策課 課長補佐 稲田 将	略	
委任させた事務	委任を受けた出納員														
「とっどりの女性史 戦後からの歩み」販売代金の収納事務	鳥取県企画部男女共同参画推進課 課長補佐 吹野 之彦														
略															
委任させた事務	委任を受けた出納員														
「とっどりの女性史 戦後からの歩み」販売代金の収納事務	鳥取県企画部男女共同参画推進課 課長補佐 吹野 之彦														
鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)第2条第1項第308号から第311号までの規定に基づく宅地建物取引主任者の登録等の事務に係る手数料の収納事務	鳥取県生活環境部住宅政策課 課長補佐 稲田 将														
略															
2 略	2 略														

鳥取県告示第 619 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
鳥取市河原町北村字小崩ヨリ葵谷迄941の365
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第620号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年7月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
鳥取市佐治町大井字熊ノ谷493、494の1、字老ノ谷501、503、用瀬町用瀬字頭巾山1079、1080、1082、用瀬町安蔵字大林1187の1、1188から1192まで、用瀬町赤波字小石川1898、字大石川1918から1922まで、1935から1941まで、字奥河原谷2142の1、2142の3から2142の19まで
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第621号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年7月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字西小鹿字河代35、36、37の1、字伊蛇原58の1、58の5から58の10まで、58の11(次の図に示す部分に限る。)、58の12から58の55まで、65の1から65の8まで、大字神倉字本谷平475の1、475の6から475の9まで、482、483

- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字神倉字青獵口463の1、463の5から463の41まで、470の1、470の4から470の24まで
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 7 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量
ロータリ除雪車 2 台
- (2) 調達物品の仕様
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成 19 年 12 月 27 日（木）
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法
入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札

によること。

契約に当たっては、電子調達システムの電子入札書に入力された金額（紙入札にあっては、入札書に記載された金額）に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有するものは、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が車両・船舶及び航空類の車両に登録されている者であること。
なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 7 月 31 日（火）午後 5 時までに 4 の（1）の場所に提出すること。
- (3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (4) 平成 19 年 7 月 17 日（火）から同年 8 月 27 日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課

4 入札手続等

(1) 問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220
鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当
電話 0857-26-7431、7432 又は 7433
電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 入札説明書の入手方法

入札説明書は、平成 19 年 7 月 17 日（火）から同月 24 日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=65738>）から入手すること。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成 19 年 7 月 17 日（火）から同月 24 日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成 19 年 7 月 27 日（金）午後 2 時
鳥取県庁第 1 会議室（鳥取県庁本庁舎地下）

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時等

ア 入札日時

平成 19 年 8 月 20 日 (月) 午前 9 時から同月 27 日 (月) 正午まで (ただし、郵便等による入札書の受領期限は同月 24 日 (金) 午後 5 時までとする。)

イ 開札日時

平成 19 年 8 月 27 日 (月) 午後 1 時

ウ 場所

(1) に同じ

5 入札者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4 の(1)の場所に平成 19 年 8 月 7 日 (火) 午後 5 時までに提出しなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として 1 の(5)で定める入札金額の 100 分の 5 以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則 (昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。) 第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。) 第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱 (昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号) 第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として 1 の(5)で定める契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

(2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : 2 Rotary snow removal car
- (2) August 7, 2007 5 : 00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) August 27, 2007 Noon : Time-limit for submission of tenders
August 24, 2007 5 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail
- (4) Contact Point for the notice: Office of Procurement Services Bureau of Finances and Accounts General Affairs Department Tottori Prefectural Government 1 - 220 Higashi-machi Tottori-shi 680 - 8570 Japan TEL : 0857 - 26 - 7431, 7432 or 7433

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 7 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

- ア 東部地区納入分 印刷機 13 台
- イ 中部地区納入分 印刷機 3 台
- ウ 西部地区納入分 印刷機 3 台

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成 19 年 9 月 1 日から平成 23 年 8 月 31 日まで

(4) 納入期限

平成 19 年 8 月 31 日（金）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札書の記入方法等

(1) のアからウまでの区分ごとに入札を行うので、入札金額は、当該入札に係る区分に掲げる物品に係る 1 月当たりの賃借料（保守料を含む。）を入札書に記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）のうち文具・事務用機器類の事務・OA 機器に係るもの又はリース・レンタルに係るものを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入

札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 7 月 19 日（木）午後 5 時までに 4 の（2）の場所に提出すること。

（3） この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

（4） 平成 19 年 7 月 17 日（火）から同年 8 月 2 日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

4 入札手続等

（1） 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

電話 0857-26-7698

（2） 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

（3） 入札説明書の交付方法

平成 19 年 7 月 17 日（火）から同月 27 日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間に（1）の場所で交付する。

（4） 入札説明会の日時及び場所

平成 19 年 7 月 24 日（火）午後 1 時 30 分

鳥取県庁第 23 会議室（鳥取県庁第二庁舎 7 階）

（5） 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、（1）の場所に送付すること。

（6） 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

次のとおりとする。（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、平成 19 年 8 月 1 日（水）午後 5 時までとする。）

（ア） 東部地区納入分 平成 19 年 8 月 2 日（木）午前 10 時 00 分

（イ） 中部地区納入分 平成 19 年 8 月 2 日（木）午前 10 時 30 分

（ウ） 西部地区納入分 平成 19 年 8 月 2 日（木）午前 11 時 00 分

イ 場所 鳥取県庁第 32 会議室（鳥取県庁車庫棟 1 階）

5 入札参加者に要求される事項

（1） 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2） この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を 4 の（1）の場所に平成 19 年 7 月 27 日（金）午後 5 時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1） 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として 1 の（6）で定める入札金額に 12 月を乗じて得た金額の 100 分

の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第 123 条第 2 項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として 1 の(6)で定める契約金額に 12 月を乗じて得た金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 2 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。